

平成28年8月21日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- ペットと法律について
- 会社分割について

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.29



エバー総合法律事務所

## ペットと法律について

**犬**や猫などペットとの関わりが、人間関係の希薄化とは逆にますます重要になり、寂しさを埋めるためだけでなく、セラピーとしての役割も期待されています。古くは「家畜」や「物」としての扱いが主でしたが、人との共生という点から、法改正や名称変更を経て、現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護法）の制定に至っています。動物虐待に関する事件などで法律名をお聞きになったことがあると思いますが、今回はこの法律を取り上げます。

法律の目的は動物の保護と管理にあり、主な点を挙げれば、①飼い主の責任の規定、②動物取扱業の規制、③危険な動物の飼養規制、④多頭飼育による虐待の防止、⑤刑事罰などです。

- ① 飼い主として、「命あるもの」である動物への責任を自覚し、種類、習性等に応じて適切に飼う必要があります。また動物の健康や安全も維持しながら、他人への迷惑や、環境への影響にも注意する必要があります。そのほか感染症の予防、逃走の防止、終生飼養（命終えるまでの飼育）、繁殖に関する適切な措置義務も課せられるなど飼い主としての責任が規定されています。
- ② 次に動物取扱業の規制ですが、動物の販売、保管、貸出、訓練、展示などの取扱を業とする場合で、営利性のある場合には第一種として都道府県知事に登録する必要があります（ペットショップなど）。営利性はなく飼育施設を有し、一定頭数以上の動物の譲渡、保管、貸出、訓練、展示な

どの取扱を業とする場合（例えば動物保護シェルターなど）は第二種として届出が必要です。第一種は飼育施設の構造、規模、維持管理方法、販売方法等についてより厳しい規制基準が定められています。また、犬猫等販売業者は出生後一定期間を経過しなければ販売のための引渡、展示は禁止され、犬又は猫の時間帯による展示規制もあります。また販売する際には飼養又は保管方法について対面での説明が必要です。

- ③ 危険な動物（ニシキヘビ、ワニ、ワシ、なお特定外来生物法で飼養規制される動物は除外）を飼養するには都道府県知事等の許可が必要です。飼養施設の構造、規模、飼養又は保管方法、飼養又は保管が困難になった場合の措置も決めておく必要があります。
- ④ 社会問題にもなる多頭飼育による騒音、悪臭等については都道府県知事が勧告、措置命令を行うことが可能であり、虐待の場合も同様です。
- ⑤ 最後に刑事罰ですが、愛護動物をみだりに殺し又は傷つけた者は2年以下の懲役または200万円以下の罰金、虐待や遺棄についても100万円以下の罰金が科せられるよう強化されました。

このように動物愛護法によって飼う側の責任・役割を明記するとともに、刑事罰や行政による手段も規定されていますので、環境保護の視点からの有効活用も可能です。動物問題でお悩みの方はご相談ください。

無料相談会のご案内

平成28年8月24日(水)、8月30日(火)、9月7日(水)、9月13日(火) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

## 会社分割について

**詐**害的会社分割について会社法の改正が施行(H27.5.1)されたことはVOL.24で触れましたが、その点も含めて今回は会社分割について述べたいと思います。

会社分割とは、企業の組織再編の方法の一つで、会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、分割後他の会社に吸収させること（吸収分割）、又は分割により設立する会社に承継させること（新設分割）をいいます。もう少し分かりやすくいえば、A会社を分割して、既にあるB会社に承継させるのが吸収分割、新たにC会社を設立してその会社に承継させるのが新設分割です。これらの方法は、事業承継の一つとして用いられることもありますが、不採算部門の切り離しや、企業同士の部門の分離・統合をする場合に用いられます。税務上も適格要件を満たす一定の場合には譲渡損益の繰延を行うことができるメリットがあります。

手続の面からいうと、吸収分割では分割会社と承継会社とで分割契約書を作成し、新設分割では分割会社が単独で分割計画書を作成します。これらを他の法定書類とともに事前に株主や債権者への開示手続を行い、株主総会の特別決議による承認手続を行います。債権者に対しては債権者保護の手続きをとる必要があります。その前提としての債権者への連絡は、原則として分割承継会社では官報での公告と個別催告が必要ですが、官報と定款で定めた方法（日刊新聞紙又は電子公告）を行えば個別の催告は不

要です。その上で、分割会社では、分割後に分割会社に債務の履行を請求できない債権者に対して保護手続（異議を述べる機会の付与、異議の場合の弁済又は担保の提供）が必要となります。分割承継会社が、承継する債務について、分割会社が重畳的に債務引受けをしたり、連帯保証する場合には実質的に影響がないことから債権者保護手続をとる必要はありません。ただ、この点については分割承継会社が債務を承継しない場合、優良資産のみ分割承継会社に移転してしまうなど債権者を害する場合がありますので、法改正が行われました。このような詐害的な会社分割の場合には、分割会社が分割の効力発生日に有していた財産の価額の限度で承継会社ないしは新設会社に対し履行の請求ができることとなりました。

従業員の関係では労働関係を引き継ぐか否かについては自由に定められますが、労働者保護の観点から「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」が制定されています。これによって会社分割する旨の通知を各労働者に行いますが、個別の交渉なく一括して労働関係を承継することができます。

中小企業でも事業承継のために優良部門を後継者に承継し、会社を整理するなどの利用法もあるので、お考えの方はご相談ください。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

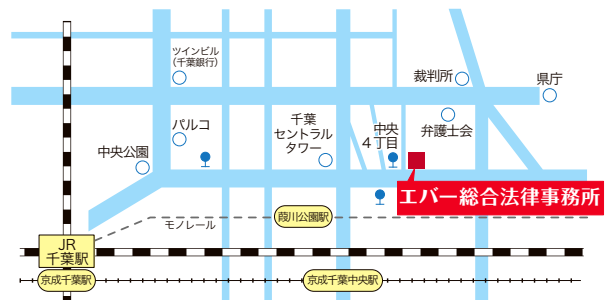
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。